

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私の母親は、家族全員の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。母親は、未納期間があれば、A町役場から連絡があるので、保険料は全て納付してあると当時から何度も言っていた。35年も前のことなので、高齢の母親は、申立期間の保険料を具体的にいつどのように納付したのか記憶していないが、まとめて納付したと言っており、私の保険料だけ未納にしておくことはありえない。よく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付済みであり、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの保険料を全て納付しており、同居の家族についても、申立人を除き、過年度納付及び特例納付により国民年金被保険者資格取得時から未納無く保険料が納付されており、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、当時の取扱いにおいて、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立期間前の45年2月から48年3月までの保険料を50年12月*日に第2回特例納付により納付していることが特殊台帳で確認でき、申立期間の保険料を過年度納付しなかったとする事情は見当たらず、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然で

はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年7月まで

私は、結婚後、夫と自営業を営み、昭和45年5月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、夫の分と一緒に納付していた。申立期間について、夫は保険料を納付しており、私の分が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和45年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料についての納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に係るA市の昭和53年度国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間直後の昭和53年8月からの保険料は口座振替により収納されていることが確認でき、当時、同市では現年度保険料に未納期間がある場合、納付書を発行して納付勧奨していたことを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を当該振替手続時に併せて納付したものとみても不自然ではない。

なお、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については、申立期間直前の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料を同年6月15日に過年度納付していることが確認でき、申立人の夫については、申立期間の保険料を55年1月25日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、その夫の当該納付に併せて申立期間の保険料を納付することも可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、平成3年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、B市へ転出するまで毎月、同市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、学生が強制加入となった平成3年4月に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料についての納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は平成4年3月31日に、国民年金に係る同市からB市への住所変更手続きを適正に行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して平成4年6月1日に納付書が作成された記録が確認できることから、納付意識の高い申立人が、当該納付書により申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで

私は、昭和32年3月頃からA県B地区内の親戚が経営していた店に住み込みで働いていた。私が20歳になった36年*月頃に親戚の経営者から「20歳になったので国民年金の加入手続を行い、給料から国民年金保険料を差し引く。」と言われ、43年7月に同店を辞めるまで保険料を給与から天引きされていた。申立期間について、保険料を納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、前後の被保険者の記録から申立人の国民年金加入手続は同年1月頃に行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人が当時、勤務していた店における同僚二人に係るオンライン記録及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人の親戚である経営者が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月、同年12月及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月及び同年12月
② 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和50年12月に特例納付できるようになった期間の国民年金保険料を全て納付したと思う。

記録を確認したところ、20歳になる前の期間の19か月の保険料を特例納付した記録となっており、当該期間については、最近になって昭和44年4月から45年10月までの保険料として充当されているが、私は、既に50年頃に当該期間も含めて約10万円の保険料を納付した記憶があり、申立期間の保険料を納付していると思うので、改めて調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書から、申立人は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）内である50年12月29日に38年4月から42年3月までの国民年金保険料を特例納付し、48年4月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、これに併せて、申立期間①を含む44年4月から45年12月までの期間及び申立期間②の保険料を特例納付した場合の保険料額は、合計9万1,350円となり、申立人が当該時期に納付したとする保険料額とおおむね一致する。

また、上記で国民年金保険料を特例納付した期間のうち、昭和38年4月から39年10月まで（19か月）は、申立人が20歳前で保険料を納付できない期間であり、行政側の納付書発行事務に不備があったことがうかがわれる上、当該期間の保険料は、51年8月25日に還付されていることが還付整理簿により確認できるものの、日本年金機構では、平成23年5月に当該期間を昭和44

年4月から45年10月まで（19か月）の保険料として付替えを行っていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人に係る特殊台帳では、昭和43年4月から44年3月までについて、国民年金保険料は未納と記録されているが、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間の保険料は現年度納付した記録が確認でき、オンライン記録において、平成23年5月に当該期間は未納から納付済みへと訂正されていることから、社会保険事務所（当時）の記録管理に不備があったことがうかがわれ、申立人は、申立期間①及び②の保険料についても、昭和50年12月に特例納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から51年5月まで
② 昭和51年9月から53年3月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和55、56年頃、国民年金保険料の未納がある旨の通知を受け取ったため、社会保険事務所（当時）で納付書の交付を受け、後日、その窓口で、夫の分と一緒に、申立期間①、②及び③の保険料をまとめて納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人については、昭和55年5月28日に、43年1月から47年12月までの国民年金保険料が特例納付されていることが確認でき、特例納付を行いながら、保険料がより少額で納付可能であった当該申立期間の過年度保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立人の夫については、55年12月27日に、53年4月から55年3月までの保険料が過年度納付されており、申立人についても、同日に、53年4月から54年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、当該過年度納付と併せて当該申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和55、56年頃、社会保険事務所で納付書の交付を受け、後日、その窓口で、申立人の夫の分と一緒に、国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の夫については、昭和36年4月から49年3月まで(昭

和40年1月から41年1月までは厚生年金保険被保険者期間と重複のため後日還付済み)の国民年金保険料が、申立人については、43年1月から47年12月までの保険料が、年金受給権を確保するため特例納付されていることが国民年金被保険者台帳により確認できるものの、当該期間以外に納付された記録は見当たらない上、申立期間①の一部及び申立期間②の保険料については、申立人の夫も未納となっていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び同年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成2年5月から同年7月まで

私が平成2年*月に20歳となってしばらくしてから、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、未納であった国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、私の預金口座から10万円強を引き出し、母親に、申立期間①及び②の分を含め、保険料を銀行でまとめて納付してもらったはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料についての納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、この時点では、申立期間①及び②の保険料はいずれも過年度納付することが可能である。

さらに、オンライン記録により、申立人には平成3年12月11日に社会保険事務所(当時)から過年度納付書が発行され、2年4月及び同年8月から3年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、当該期間に併せて申立期間①及び②の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和50年頃に近所の人から国民年金は納めている方がいいとアドバイスを受け、51年1月頃にA市役所かB出張所で任意加入手続を行った。年金の重要性は理解しており、ずっと納付していたと思っていたので記録が抜けているとは思ってもよらなかった。保険料が未納となっている期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和51年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除き、付加保険料と併せて国民年金保険料を全て納付済みである上、平成15年8月から65歳に達する18年*月までについても任意加入し、付加保険料と併せて保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料を納付済みである上、申立期間の前後を通じて住所に変更は無く、生活状況についても申立人の夫は同一事業所に勤務しているなど大きな変化はなかったとしている。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表において、申立人の国民年金保険料は、昭和51年4月以降、口座振替により納付されていることが確認でき、同市では、残高不足により保険料が納付できない場合、翌月に付加保険料を含めた現年度納付書を送付していたとしており、申立人は、申立期間①及び②の定額保険料及び付加保険料を現年度納付することが可能であったことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、当該期間について、現年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料について、付加保険料と併せて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、46年4月から47年3月までの保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から41年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで
③ 昭和42年4月から47年3月まで
④ 昭和53年10月から55年3月まで

私は、A市役所の職員に勧められて、昭和37年3月頃に自宅で夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、自宅や夫婦で働いていた同市内の兄の経営する店で、私が、集金人に納付した。B市内に転居した申立期間④の保険料については、私が、納付書により金融機関窓口で納付したはずである。

また、申立期間②について、夫と私の免除期間が異なっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和42年4月から44年3月までについて、申立人夫婦の第1回目の国民年金手帳記号番号は、42年5月に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和42年度の「検認記録」欄には、「申免」の押印が確認できる。

また、申立人の夫については、申立期間当時のA市の国民年金被保険者名簿が保管されていないが、オンライン記録によると、当該期間である昭和42年度及び43年度については国民年金保険料の免除期間であることが確認でき、当時、申立人の申請免除期間が申立人の夫と相違する事情も見当たらないこと

から、申立期間③のうち、昭和42年4月から44年3月までの保険料は免除されていたものとみるのが相当である。

さらに、申立期間③のうち、昭和46年4月から47年3月までについて、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿における昭和46年度の「納付記録」欄には、国民年金保険料が納付されたことを示す「納」の押印が確認できる。

一方、申立人は、申立期間①、②及び③について、昭和37年頃に国民年金に加入し、当該申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月及び47年1月に払い出されていることが確認でき、いずれの払出時点でも、申立期間の保険料は集金人に現年度納付することができず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、上記のA市の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料の納付は確認できない上、同名簿の「保険料の免除」欄には、申立期間が免除期間である旨の押印が確認でき、申立人の夫も申立期間は申請免除期間であることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間③のうち、昭和44年4月から46年3月までについて、上記のA市の国民年金被保険者名簿において国民年金保険料の納付が確認できない上、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

加えて、申立期間④について、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿における「納付記録」欄の昭和53年10月から55年2月までの各月欄には未納を意味する「1」、同年3月の欄には転出を意味する「テ」が印字されていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、46年4月から47年3月までの保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から41年3月まで
② 昭和41年4月から44年3月まで
③ 昭和44年4月から47年3月まで
④ 昭和53年10月から55年3月まで

妻は、A市役所の職員に勧められて、昭和37年3月頃に自宅で夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、自宅や夫婦で働いていた同市内の義兄の経営する店で、妻が、集金人に納付した。B市内に転居した申立期間④の保険料については、妻が、納付書により金融機関窓口で納付したはずである。

また、申立期間②について、妻と私の免除期間が異なっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和46年4月から47年3月までについて、申立人夫婦の第1回目の国民年金手帳記号番号は、42年5月に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻に係るB市の国民年金被保険者名簿における昭和46年度の「納付記録」欄には、保険料が納付されたことを示す「納」の押印が確認できる。

一方、申立人は、申立期間①、②及び③について、申立人の妻が昭和37年頃に国民年金に加入し、当該申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立

人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月及び47年1月に払い出されていることが確認でき、いずれの払出時点でも、申立期間の保険料は集金人に現年度納付することができず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②及び申立期間③のうち、昭和44年4月から46年3月までについて、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿が保管されていないものの、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻に係る同市の国民年金被保険者名簿において、保険料の納付は確認できない上、申立人は申立期間②について、申請免除期間であることがオンライン記録により確認でき、申立期間③のうち、44年4月から46年3月までについて、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立期間④について、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿における「納付記録」欄の昭和53年10月から55年2月までの各月欄には未納を意味する「1」、同年3月の欄には転出を意味する「テ」が印字されていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年7月17日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA船における資格喪失日は、同年10月27日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から19年1月10日まで
② 昭和19年3月8日から19年9月16日まで

私は、昭和18年4月から21年11月4日に退職するまでの間、継続してB事業所の管理の下、C社（現在は、D社）で勤務していたにもかかわらず、A船に乗船していた18年4月から19年1月9日までの期間及び同社に勤務していた同年3月8日から同年9月16日までの期間の船員保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 D社から提出のあった船員保険台帳、厚生労働省から提出のあった船員カード及び功績調査票から、申立人は昭和18年7月17日から同年10月26日までの間、C社が所有するA船に乗船していたことが確認できる。

また、A船に係る船員保険船舶台帳及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の船員手帳番号、生年月日、資格取得日（昭和18年7月17日）及び資格喪失日（同年10月27日）が一致しているものの、氏名の一部が相違する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できるところ、上記のD社及び厚生労働省から提出のあった乗船記録及び申立人の同船の航海内容についての詳細な供述などから、当該未統合記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年7月17日に

船員保険被保険者資格を取得し、同年10月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から40円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和18年4月から同年7月17日までの期間及び同年10月27日から19年1月10日までの期間について、申立人は、同僚等の名前を全く記憶していないことから、同僚調査等を行えない上、A船に係る船員保険被保険者のうち、18年2月1日から同年11月1日までの期間に被保険者資格を取得した86人のうち、連絡先の判明した一人に照会をしたが、回答は無く、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「申立期間は、C社の所有するE船が完成していなかったため、乗船はしていなかったものの、同船の試運転や引渡し業務などを行っており、同社には在籍していた。」と主張している。

しかしながら、船員保険法において、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」（以下「予備船員」という。）が船員保険の被保険者の対象となるのは昭和20年4月1日以降であるところ、申立人の前記の主張及びE船の完成の時期（昭和19年9月17日）から判断すると、申立人は、申立期間当時は予備船員であったと考えられることから、申立期間②は、申立人が船員保険法の被保険者となることができなかった期間である。

また、D社は、「申立期間当時の従業員の社会保険の管理は、B事業所が行っていたため詳しいことは分からない。」と回答している上、申立人は申立期間②当時の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、同僚調査を行えないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険料の控除等を確認できない。

さらに、D社から提出のあった船員保険台帳を見ると、申立人は、申立期間②直後の昭和19年9月17日にE船において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち昭和18年4月から同年7月17日までの期間、同年10月27日から19年1月10日までの期間及び申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から26年8月1日まで

私の夫は、申立期間に継続してA社の本店又は支店に勤務していたと思われるが、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員名簿及び社内経歴によると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間において、申立人の基本給が昭和24年7月1日、25年4月1日及び26年1月1日付けで改定（昇給）されていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）（書換え前）によると、申立人は、昭和23年9月1日に同被保険者資格を取得し、24年5月に実施された法改正に基づく標準報酬月額の改定記録が確認できるところ、同資格喪失日の記載は確認できない。

また、A社に係る被保険者名簿（書換え後）によると、申立人が記載されていたと推察されるページのうち、先頭から18人までは、被保険者記録が確認できるものの、それ以降の者に係る被保険者記録については、当該名簿が破損しており、被保険者記録が確認できないことから、申立人の年金記録の管理が

適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 8 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から同年2月10日まで

私は、昭和38年9月3日にA社に採用され、40年3月30日まで同社に継続して勤務したが、B支店への異動時において、1か月の厚生年金保険の未加入期間があるので厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の人事記録、同社の回答及び複数の元同僚の証言等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は「昭和38年10月にB支店に応援として異動し、10月中はB支店の内勤で、11月からC職としてD現場に出て、その後、正式にB支店に配属となった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、39年1月1日に本社に係る被保険者資格を喪失していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成15年4月から16年4月までは24万円、同年5月から同年8月までは32万円、同年9月から17年4月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15年4月から16年8月までは11万円、同年9月から17年4月までは11万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、15年4月から17年1月までに係る当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、15年4月は24万円、同年5月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、16年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月から同年5月までは28万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は18万円、17年1月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から17年5月1日まで

私は、A社において、平成15年4月1日から17年5月1日まで厚生年金保険に加入していたが、21年8月に事業主から標準報酬月額に係る訂正届が提出されるまで、実際の控除額よりも低い金額が記録されていた。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社における申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成15年4月から16年8月までは11万円、同年9月から17

年4月までは11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月に15年4月から16年4月までは24万円、同年5月から同年8月までは32万円、同年9月から17年4月までは30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書（以下「給与明細書」という。）から、申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から17年1月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、申立期間のうち、平成15年4月は24万円、同年5月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、16年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月から同年5月までは28万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は18万円、17年1月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に社会保険事務所（当時）に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年2月から同年4月までの標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和50年8月1日にA社（現在は、B社）に入社し、平成8年10月31日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和50年10月1日になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった給料明細書、B社から提出があった社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に昭和50年8月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出があった給料明細書により確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和50年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年3月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月3日から同年4月1日まで

私は、昭和23年4月1日にA社に入社し、平成元年7月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあったB社が作成した申立人に係る「職歴証明書」、同社の申立人に係る厚生年金保険料控除についての回答及び申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社において継続して勤務し（同社D支店からC支店に異動）、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D支店に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立人の同社同支店に係る被保険者資格喪失日は昭和31年3月3日であることが確認できるところ、B社は、「申立人の辞令発令日は同年2月25日であるが、異動日については、当時は、辞令発令日の翌月に行っている場合もある。」と回答していることから、同年3月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和31年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を申立人より控除し、納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 11 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 19 年 6 月 11 日に A 社に入社してから給与支給額より低い額で標準報酬月額が届けられていたものの、21 年 8 月 21 日に事業主から標準報酬月額の訂正届が出され申立期間以外は給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正されたが、申立期間は時効により訂正されなかったことに納得できない。申立期間も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 21 日に、19万円から 36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚

生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から確認できる保険料控除額から、平成19年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めていることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和60年4月から61年9月まで

申立期間①については、私が、私と夫の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請も夫の分と一緒にいった。また、申立期間②については、私が夫の保険料と一緒に金融機関や夫名義の口座を利用して納付していたのに、私の記録が夫とは異なっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が夫婦の国民年金加入手続及び申立期間①の国民年金保険料免除手続を行い、申立期間②の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和58年7月に払い出されており、申立人の夫はこの頃に加入手続を行ったものと推認されるのに対し、申立人の同手帳記号番号は61年5月に払い出されており、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、同年11月に加入届を受理したことが記載されていることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、申請免除の開始月は手続を行った前月からとされていることから、この時点では、当該期間の保険料は免除申請できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、上記の申立人に係る国民年金加入手続時点からみて、当該期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付により納付することが可能であったが、A市の国民年金被保険者名簿の納付記録において、申

立期間②のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付したとする記録は見当たらない上、オンライン記録において、申立期間②の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらず、申立人から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料が免除され、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除され、納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除され、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和36年4月当時、婦人会から国民年金の加入を勧められて加入し、婦人会の人が集金に来ていたので国民年金保険料を納付していた。領収書は「A姓」となっていたが、訂正しないまま転居したため、領収書は無くなってしまった。申立期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婦人会から勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月*日にB町で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB町の国民年金被保険者台帳において、申立人は、任意加入被保険者として同年2月3日に資格を取得したことが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年3月にC市で申立人と同姓同名の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、オンライン記録において、同手帳記号番号での国民年金保険料の納付記録は無く、取消処理されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで親会社が A 社である「B 事業所」という店で C 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「親会社が A 社である『B 事業所』という店で C 職として勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する元上司の証言から、申立人は、「B 事業所」で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、「B 事業所」が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、「B 事業所」は既に廃業しており、A 社の元代表取締役でもあった元経営者は、病気療養中のため、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、上記元上司は、「申立人は、正社員ではない。B 事業所は個人経営の店であり、他の従業員からも社会保険料は控除していない。給与は時間給であった。申立人が記憶するような年金手帳、健康保険証、出産手当金などの交付は一切無かった。」と証言している。

加えて、申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 26 人に照会し、18 人から回答を得たが、申立人が記憶する元上司以外に申立人を記憶している者はいない上、勤務場所が「B 事業所」であった者も確認できず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は確認できず、整理記号番号に欠番も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月15日から同年4月1日まで
② 昭和26年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和19年2月15日から26年4月30日までA社（後にB社、現在は、C社）に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の船員保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

また、昭和26年12月11日から58年7月31日までD社（現在は、E社）に勤務していたにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が無いことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、入社の際及び乗船実績を明確に記憶していることから、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「A社及びB社に関する資料は一切残っておらず、申立人の当社に係る資料も無い。」と回答していることから、申立人の当該期間における船員保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の提出した船員保険年金番号証によると、初めて資格を取得した年月日欄に「昭和19年2月15日」と鉛筆で記載されており、その右横には「切替分」と印字されているところ、F事務センターは、「資格取得日欄を鉛筆書きで発行することはない。当該年金番号証は、45年6月1日以降に被保険者となった人に対して発行されたものであり、同日前に既に被保険者であった人に対しては切替分と印字し、資格取得日欄を空白にして発行

している。したがって、切替分の印字のある当該年金番号証は資格取得日欄に記載があったとしてもその日付を保証するものではない。」と回答している。

さらに、申立人の主張するA社における在籍期間において、船員保険被保険者記録を有し、住所の判明した元従業員8人に照会し、7人から回答を得たが、申立人と一緒に勤務したとする者はおらず、申立人の申立期間①における保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

加えて、B社における申立人に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和19年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和26年4月30日に退職した。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立人に係る資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の主張するA社における在籍期間において、船員保険被保険者記録を有し、住所の判明した元従業員8人に照会し、7人から回答を得たが、申立人と一緒に勤務したとする者はおらず、申立人の申立期間②における保険料の控除について具体的な証言を得ることができない上、当該7人からは、同社における退職日について、特定の日としていたとする証言も得られない。

さらに、B社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の旧台帳によると、申立人は、昭和26年4月30日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間③について、申立人は、「昭和58年7月31日に定年退職した。」と主張している。

しかしながら、E社の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、備考欄に「昭和58年7月30日定年退職」、資格喪失年月日欄に「58年7月31日」と記載されていることが確認できる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和58年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、雇用保険被保険者記録によると、申立人の同社における離職日は同年同月30日であり、いずれもオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月 1 日から 26 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 19 年に A 市 B 地区に所在した C 社に入社、終戦前、同市 D 地区に所在した同社の工場部門である E 社に異動し、27 年に退職するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、20 年 6 月から 26 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 19 年に C 社に入社、終戦前に同社の工場部門である E 社に異動し、27 年に退職するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、C 社及び E 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、法務局は、「両社の商業登記簿は、既に廃棄している。」と回答しており、申立期間当時の両社の事業主を把握することができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、C 社及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、両社に係る被保険者資格の取得が確認できる 4 人のうち、申立人が記憶し、かつ所在が判明した元同僚一人に照会したが、回答は無い上、申立人が記憶する C 社に係る被保険者資格の取得が確認できる元同僚一人に照会したが、「申立人のことは記憶しているが、申立人の同社での勤務期間等については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る両社における勤務実態等について確認することができない。

さらに、C 社及び E 社に係る被保険者名簿によると、C 社は、昭和 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用要件を充たさなくなったため、適用事業所ではな

くなっている上、E社が適用事業所となったのは26年3月1日であることが確認できることから、両社とも、申立期間は適用事業所ではなかった期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 4 日から 24 年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社が事業を継承。）に、昭和 23 年 1 月 4 日から 32 年 7 月までの期間勤務していたが、入社日から 24 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 23 年 1 月 4 日から A社に勤務していたが、入社日から 24 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。」と主張しているところ、元従業員の供述から、申立人は、申立期間において同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険に関する届出、保険料控除及び納付については、関係資料を保存しておらず不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 24 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間は同社が適用事業所になる前の期間である。

さらに、A社に係る被保険者名簿により、申立人と同様、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 21 人のうち、連絡先が判明した 8 人に照会したところ、回答のあった 5 人がいずれも「同社には同年 7 月以前から勤務していたが、厚生年金保険への加入時期は、国の記録どおりであると思う。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 21 日から同年 7 月 4 日まで

私は、前の会社を給与締日である昭和 38 年 4 月 20 日に退職して、翌日から A 社で勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録は同年 7 月 4 日からとなっており、入社から約 3 か月の記録が無い。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した従業員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 38 年 4 月 26 日から同年 7 月 4 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について照会したものの回答は得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間頃に同被保険者記録を有する元従業員 14 人に照会し、4 人から回答を得たところ、そのうち 3 人が「昭和 38 年 4 月 1 日に入社した。」と証言しているものの、同社に係る被保険者原票によると、当該 3 人は、いずれも同年 6 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、残りの一人は、「申立人と同じ頃に入社し、私の方が少し遅かった。」と証言しているところ、同社に係る被保険者原票によると、当該元同僚は、同年 7 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させて

いたことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月 21 日から同年同月 26 日までの期間については、上記の同年同月 1 日に入社したとする 3 人からは、当該期間における申立人の勤務状況等について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4512 (事案 2299 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
のうち、7 か月程度

② 平成 10 年 5 月 19 日から 11 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、私の前回の申立てでは、申立期間①当時の A 支店長や関係者への確認ができていないようである。

申立期間②については、私の前回の申立てでは、申立期間②当時の B 社の社長と連絡を取れていないようであり、申立期間②前に C 社で勤務していたときの同僚の女性が、B 社でも一緒に勤務したのに、当該同僚の特定ができていないようである。

また、別の年金番号や私の氏名が別の読み方で管理されていた可能性があるので、申立期間①及び②について、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについて、i) D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員に申立人の勤務実態について照会したものの、回答のあった 17 人全員が申立人を記憶しておらず、E 社では、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保存していないとしている上、申立期間①に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できないこと等から、申立人の申立期間①における勤務実態が確認できないこと、ii) 上記の回答のあった複数の元従業員は、「記憶している自身の勤務開始時期と厚生年金保険加入時期が相違している。」と供述しており、オンライン記録によると、最大 9 か月の相違が確認できる上、このうちの一人は「厚生年金保険の未加入期間は、保険料は控除されていなかった。」と供述して

いること、iii) 上記の被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致することが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人に係る当該資格取得時の厚生年金保険被保険者記号番号欄の記載内容に不自然な点は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年11月8日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「当時のA支店長及び関係者であるE社を調査してほしい。また、別の年金番号や私の氏名が別の読み方で管理されていた可能性がある。」と主張して、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた申立期間①当時のA支店長については、今回の調査においても、その所在を確認することができず、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての証言を得ることができない上、E社に再度照会しても、前回同様、「申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保存していない。そもそも臨時職員の場合、人事記録は作成していない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人に係る別の年金番号や申立人の氏名を別の読み方で検索しても、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、雇用保険の被保険者記録について、再度、F公共職業安定所に照会したところ、D社において昭和43年8月1日に同保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に離職したとする申立人の被保険者記録が確認できたものの、上記の被保険者名簿において、申立人と同日の同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員4人の離職日は同年10月31日であり、申立人と同様、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致する。

なお、申立人と同日の昭和43年10月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員17人（申立人を除く。）の雇用保険被保険者記録を調査したところ、同被保険者記録が確認できた15人全員が、申立人と同様、同年8月中に同被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日とは一致しない。

- 2 申立期間②に係る申立てについて、雇用保険の被保険者記録、元同僚の証言及び給与振込が確認できる申立人の預金通帳の写しにより、申立人は申立期間②においてB社で勤務していたことが確認できるものの、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、オンライン記録により、申立期間②当時に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人（事業主を含む。）に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、

二人から回答があったものの、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入や保険料控除を裏付ける証言等は得られないこと、ii) 全国健康保険協会G支部によると、申立人は平成10年4月1日から12年4月1日までの間、政府管掌健康保険（当時）の任意継続被保険者であったと回答している上、オンライン記録によると、申立人は申立期間②の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できること、iii) H独立行政法人（当時は、I特殊法人）が保管する未払賃金の立替払事業に係る申立人の確認通知書によると、申立人は11年6月10日支払から同年10月10日支払までの同社における定期賃金の未払について、J労働基準監督署による確認を受け、I特殊法人から未払賃金の立替払を受けていることが確認できることから、申立期間②のうち、同年6月以降の保険料については、事業主により給与から控除されていたとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、22年11月8日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「当時のB社の社長及び申立期間②前にC社で勤務していたときの同僚の女性が、B社でも一緒に勤務したので、当該同僚を調査してほしい。また、別の年金番号や私の氏名が別の読み方で管理されていた可能性がある。」と主張して、再申立てを行っている。

しかしながら、前回の調査において、回答を得ることができなかった当時のB社の社長に再度照会したところ、今回の照会に対して回答を得ることができたものの、当該社長は、「申立人は、他の従業員とは報酬の支払日も雇用形態も違っていた。申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間②前にC社で勤務していたときの同僚の女性が、B社でも一緒に勤務した。」と主張しているところ、申立人は当該同僚の氏名等を明確に記憶しておらず、オンライン記録によると、同社に女性の被保険者は確認できないことから、申立人がC社において被保険者記録が確認できる期間に、同社に係る被保険者記録を有する女性16人のうち、所在が確認できた15人にB社での勤務の有無を照会したところ、回答があった9人全員が、「同社で勤務したことは無い。」と供述している上、当該15人について同社に係る雇用保険被保険者記録の有無を調査したところ、K公共職業安定所では、「当該15人に係る同社での雇用保険被保険者記録は無い。」と回答していることから、申立人が主張する同僚の女性を特定することができず、申立人の厚生年金保険の加入状況についての証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、申立人に係る別の年金番号や申立人の氏名を別の読み方で検索しても、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 26 日から 6 年 2 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成2年10月1日に入社し、6年5月20日に同社を退職するまでの間継続して在籍し、途中の3年3月から6年1月31日までの間は、同社の子会社である国外現地法人のC社に出向していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年3月に、A社の子会社である国外現地法人のC社へ出向し、6年1月31日までの間継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、B社に関することを担当するグループ会社のD社は、「B社は、現在稼働していない会社であり、当時の資料は何も残っていない。当時のことを知る当社の取締役等に照会したところ、申立人は現地法人で給与をもらっていたと記憶している。その他のことは分からないと供述している。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、同僚等への照会を希望していないことから、同僚調査を行えず、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成5年10月26日であり、同年12月17日に、申立人の健康保険証が回収されていることが確認できる上、E協会は、「申立人は、健康保険任意継続被保険者の資格を同年10月26日に取得し、6年2月11日に同資格を喪失している。」と回答している。

加えて、A社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、同社を平成5年10月25日に離職し、6年2月1日に同被保険者資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月16日から同年12月11日まで
② 平成10年3月23日から12年12月25日まで
③ 平成13年4月25日から同年9月25日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）に勤務した。同社への入社時に基本給35万円、交通費1万6,450円、社会保険完備等の条件を会社と確認の上、C支店の責任者として入社した。合計した給与支給総額は36万6,450円であることを入社時に会社側と確認した。この給与支給総額に見合う標準報酬月額は36万円であるにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、給与支給総額に見合う標準報酬月額と比較して、低くなっている期間がある。

また、申立期間②及び③について、D社に勤務した。厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間②における標準報酬月額は、交通費を含めずに基本給だけに見合う額となっている期間があるほか、申立期間③における標準報酬月額は、給与支給総額に見合う標準報酬月額と比較して、低くなっている。

調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①については、申立人から提出された平成元年6月から同年12

月までの給与明細書及び申立人が作成した給与明細の内訳において確認できる社会保険料控除額の合計は、申立人から提出された元年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と一致するところ、当該給与明細書及び給与明細の内訳によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又はこれを上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間②及び③については、申立人が作成した給与明細内訳一覧表により確認できる社会保険料控除額の合計は、申立人から提出された平成 11 年分から 13 年分までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額及びD社から提出された申立人に係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料の控除額と一致するところ、当該給与明細内訳一覧表によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又はこれを上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

兵庫厚生年金 事案 4515

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月20日から32年10月1日まで

私は、知人の紹介で昭和30年1月10日から32年9月末までの間、A社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は30年1月10日から同年同月20日までとなっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の親族は「申立人が働いていた期間までは覚えていないが、1か月ということではなく、5、6か月は働いていたと思う。」と証言している。

しかしながら、A社は既に廃業しており、元事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録を有し、連絡先が判明した4人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、上記の親族以外に申立人を記憶するものはいない上、申立人は、「同社への入社を紹介してくれた知人は既に死亡した。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定できる証言が得られない。

さらに、申立人は、「A社において、同時期に勤務した女性はいなかった。」としているところ、上記の被保険者名簿によると、申立期間のうち昭和31年3月以降は、別の女性の被保険者記録が確認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、上記の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認しても、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日は、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から23年5月1日まで

私は、申立期間当時、A社（昭和24年7月*日にB社からA社へ名称変更）の代表取締役の娘婿という立場にあり、申立期間も継続して同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も継続して勤務していた。」と主張しているところ、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和22年10月19日から同社取締役として同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本により確認できる、同社の代表取締役（昭和13年10月*日に代表取締役就任）は、26年6月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、また、他の取締役一人（13年10月*日に取締役就任）も24年2月20日に同社に係る同被保険者資格を取得していることが確認できるものの、他の取締役11人は、同社に係る同被保険者記録を確認できないところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の被保険者資格喪失日（昭和20年9月1日）と同日に被保険者資格を喪失している者が47人確認でき、そのうち、連絡先の判明した元従業員二人に当時の状況を照会し、当該二人から回答を得たところ、そのうちの一人は、「私は、B社のC部門であるD事業所で19年4月頃から24年7月頃まで継続して勤務した。私は配置転換などもなく同じ仕事をした。私の厚生年金保険の記録には欠落期間があるが、なぜそうなったのかは私には

分からない。会社がそのように手続をしたのだと思う。」とし、残りの一人は、「私は、小学校を卒業した後、20年4月16日にB社のC部門に入社して27年2月まで継続して勤務した。継続して勤務したにもかかわらず、私の厚生年金保険の記録には欠落期間があるが、その原因は分からない。」とそれぞれ証言している上、上記47人のうち、21人についても、申立人と同様に同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がみられることから、同社は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）によると、申立人に対し昭和23年5月1日に払い出された記号番号は、申立期間以前（18年5月10日）に払い出された記号番号とは異なる記号番号であることが確認できる。

加えて、被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失欄には「20.9.1カイク」と記載されていることが確認でき、被保険者名簿、払出簿及び旧台帳において、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 11 日から 47 年 2 月 6 日まで

平成 18 年 10 月 17 日発行の被保険者照会回答票が届いた時に、脱退手当金という言葉が記載されていたので不審に思い、A 社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金裁定請求書に記載されている筆跡は私の字ではない。脱退手当金支給済とされている申立期間の厚生年金保険被保険者記録を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書等によると、オンライン記録における脱退手当金支給日と同日の昭和 47 年 9 月 19 日付け「小切手交付済」の押印が確認でき、当該裁定請求書に記載されている申立人の住所地は、申立人が供述する申立期間当時の住所地と一致する上、脱退手当金の受領窓口と思われる国庫金送金先として記載された郵便局について、申立人は、「結婚後に住んでいたアパートの近くである。」と供述している。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている女性 302 人のうち、申立人が資格を喪失した日（昭和 47 年 2 月 6 日）の前後 6 か月以内の期間に被保険者資格を喪失している 23 人について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たしている 12 人（申立人を含む。）のうち、資格

喪失から 10 か月以内に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している 4 人を除く 8 人中 5 人（申立人を含む。）は、B 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できる上、当該 5 人に係る脱退手当金裁定請求書の筆跡は類似していることから、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 10 日から 51 年 4 月 20 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から 61 年 2 月 20 日まで

申立期間①について、私はA社で昭和 50 年 4 月から 51 年 4 月までB業務を担当し、正社員として勤務したのに年金記録が欠落している。

申立期間②について、私はC社で昭和 58 年 10 月から 61 年 2 月までD業務を担当し、正社員として勤務したのに年金記録が欠落している。社名はE社だったかもしれない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「A社で正社員として勤務した。」と主張しており、同社の元従業員3人が申立人を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「申立人の在籍を確認できる資料や保険料控除を証明できる賃金台帳等の資料が残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない上、申立人を記憶する上記の元従業員3人に申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、このうち一人は「申立人は、余り長く勤務していなかった。」と証言し、別の一人は「申立人は正社員ではなかった。」と証言している。

また、A社において給与計算及び社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時は人の出入りが激しく、2か月の試用期間を経過後に、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の3点セットで加入手続をした。アルバイトやパートは1年以上勤務しても厚生年金保険には加入できなかった。加入し

ていない者の給与から保険料を控除することはなかった。」と証言しており、F公共職業安定所では、「申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は同僚5人の姓を記憶しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、このうち4人の被保険者記録を確認できるものの、申立人が、「私と同職種で、私より前から同社に勤務し、退職した時にも在職していた。」と供述している残りの一人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、A社に係る被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和58年10月から61年2月までC社で正社員として勤務した。社名はE社だったかもしれない。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、C社は厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、所在地を管轄する法務局によると、「C社に係る商業登記は見当たらない。」と回答している。

また、申立人は、C社の専務の氏名を記憶しているところ、当該専務と思われる者に文書照会したものの、宛所不明で返送され、回答を得ることができない上、ほかに、二人の姓（このうちの一人は社長）を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、連絡先等が不明であることから、同僚照会することができない。

一方、類似する名称のE社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役は「申立人のことは知らない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態等について確認できない。

また、申立期間②においてE社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先の判明した17人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人を記憶する者はおらず、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等に関する証言が得られない。

さらに、前述のとおり、F公共職業安定所では、「申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。」と回答している。

加えて、E社に係る被保険者原票及び健保記号番号順索引簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 27 日から 56 年 8 月 1 日まで
② 昭和 56 年 8 月 31 日から 58 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 11 月 26 日から 59 年 2 月 1 日まで
④ 平成 2 年 4 月 11 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 7 月 27 日から 58 年 9 月 1 日までA社で、同日から平成 2 年 11 月 1 日までB社でそれぞれ店長として勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録はその期間の一部しかない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 55 年 7 月 27 日から 58 年 9 月 1 日までA社において、店長として勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録はその一部しかなく、年金記録が欠落している。」と主張しているところ、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、C社において、56 年 7 月 1 日に資格を取得し同年 8 月 30 日に離職したとする記録、及び同年 9 月 26 日に資格を取得し 57 年 1 月 9 日に離職したとする記録が確認でき、申立期間①又は②に同社において厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚二人が、「申立人は、56 年 3 月頃から 57 年 1 月頃までの約 10 か月間、店長として勤務していた。」、「申立人は、半年くらい勤務していたと思う。」とそれぞれ証言している上、両社において役員であった一人は、「A社はC社の子会社だった。」と回答しており、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する複数の元従業員が、当該記録を有する期間において、C社に係る雇用保険被保険者記録を有していることが確認できる。

しかしながら、A社及びC社は既に解散しており、両社の元役員4人（元代表取締役を含む。）から回答を得たものの、いずれも当時の資料を保存していないことから、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除について確認することができない上、両社の給与計算、社会保険の事務を担当していた元役員によると「雇用保険については、保険料が安いので特に希望を聞かずに加入させていたが、厚生年金保険については、従業員の希望により加入させており、店長であっても、給料の手取りを多くしたいとの希望があった場合等は、厚生年金保険に加入させずに、給料から同保険料は控除しなかった。」と回答している。

また、A社及びC社において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できたそれぞれ2人及び12人の合計14人（当時の代表取締役及び取締役を含む。）に申立人の厚生年金保険への加入状況について照会し、それぞれ2人及び5人の合計7人から回答を得たものの、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入を裏付ける証言は得られない上、複数の元従業員が供述する自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間には約7か月から約30か月の相違があり、そのうちの一人は、「厚生年金保険に加入していないときは給料から同保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、A社において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、C社に係る雇用保険被保険者記録が確認できた4人（申立人を除く。）について、雇用保険の記録における離職日が厚生年金保険の資格喪失日と符合する延べ5回の被保険者期間のそれぞれの資格取得日を調査したところ、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は、約1か月から約4か月相違していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）における申立人の資格取得日及び資格喪失日は、いずれもオンライン記録と一致する上、それぞれの進達日に不自然な点は無く、当該資格喪失に伴い健康保険証を返納したことを示す「返納」の記載が確認できる。

なお、事業所名簿等索引簿によると、A社及びC社の所在地と同一の所在地において、類似する名称の二つの適用事業所（D社及びE社）が確認できるところ、申立人は「FやGの店でも勤務した。」と供述していることから、当該事業所に係る元役員、元従業員、商業登記簿謄本及び元従業員の雇用保険被保険者記録を調査したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない上、両社に係る被保険者原票及び健保記号番号索引簿において、申立期間①及び②に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、「昭和 58 年 9 月 1 日から平成 2 年 11 月 1 日まで B 社で店長として勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録はその期間の一部しかなく、年金記録が欠落している。」と主張しているところ、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間④を含む昭和 63 年 8 月 * 日から平成 4 年 7 月 * 日までの期間について、同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、B 社は既に解散し、申立人が記憶する同社の事業主及び事務担当者は所在不明である上、所在が確認できた元役員二人（申立人を除く。）に照会したところ、当該二人は、「賃金台帳や人事記録等の資料は残っていない。」と回答し、そのうち申立期間④当時の代表取締役（後に、清算人に就任）は、「厚生年金保険未加入者の給料からは、同保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚 4 人についても、申立人と同様、B 社に係る申立期間③及び④の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、当該 4 人は所在不明であり、当時の状況を確認することができない。

さらに、B 社において申立期間③に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員二人（当時の取締役を含む。）に申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況について照会したところ、一人は、「申立人の氏名を聞いたことはあるが、勤務期間等は分からない。」と証言し、残りの一人は申立人のことを記憶していないことから、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言は得られない。

加えて、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは申立人の資格喪失日と同日の平成 2 年 4 月 11 日であり、申立期間④は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間であり、当該申立人の資格喪失に係る処理日（同年同月 20 日）に不自然な点は見当たらない上、当時の同社の代表取締役、取締役及び申立人が記憶する事業主は、申立期間④において、それぞれ国民年金保険料を現年度納付しているか免除されていることが確認できる。

その上、B 社に係る被保険者原票において確認できる申立人の申立期間③の始期である資格喪失日（昭和 58 年 11 月 26 日）及び申立期間③の終期である資格取得日（59 年 2 月 1 日）は、いずれもオンライン記録と一致する上、それぞれの進達日に不自然な点は無く、当該資格喪失に伴い健康保険証を返納したことを示す「S58. 11. 29 証返納済」の記載が確認できる。

3 このほか、申立人が、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。